

議 案 第 4 号

市長及び副市長の給与等に関する条例及び富士見市教育委員会教育長の
給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

市長及び副市長の給与等に関する条例（昭和44年条例第14号）及び富士見市教育委員会教育長の給与等に関する条例（昭和44年条例第13号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和2年2月18日提出

富士見市長 星 野 光 弘

提 案 理 由

市長、副市長及び教育長の期末手当の支給割合等を改定するため、市長及び副市長の給与等に関する条例及び富士見市教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、この案を提出します。

市長及び副市長の給与等に関する条例及び富士見市教育委員会教育長の
給与等に関する条例の一部を改正する条例

(市長及び副市長の給与等に関する条例の一部改正)

第1条 市長及び副市長の給与等に関する条例（昭和44年条例第14号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「100分の195」を「100分の197.5」に改める。

(富士見市教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部改正)

第2条 富士見市教育委員会教育長の給与等に関する条例（昭和44年条例第13号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項中「6月」を「教育長で6月」に、「在職する教育長」を「それぞれ在職する者」に改め、同条第2項中「100分の195」を「100分の197.5」に改める。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。ただし、第2条中富士見市教育委員会教育長の給与等に関する条例第6条第1項の改正規定は、公布の日から施行する。